○経済産業省令第七十七号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十条第一項及び第三項並びに第十一条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法附則第十条第四項及び第十一条第四項の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の八条を加える。

（最終保障供給に係る約款において定めるべき事項）

第六条　一般電気事業者は、平成二十六年改正法附則第十条第一項の規定に基づき定める最終保障供給に係る約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　適用区域又は適用範囲

二　供給の種別がある場合にあっては、その種別

三　供給電圧及び周波数

四　料金

五　電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

六　前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

七　契約の申込みの方法及び解除に関する事項

八　供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

九　供給の停止及び中止に関する事項

十　送電上の責任の分界

十一　電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあっては、その内容

十二　前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

十三　有効期間を定める場合にあっては、その期間

十四　実施期日

（最終保障供給に係る約款の届出）

第七条　平成二十六年改正法附則第十条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする一般電気事業者は、様式第三の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算出の根拠に関する書類

二　電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（最終保障供給に係る約款の公表）

第八条　平成二十六年改正法附則第十条第三項の規定による最終保障供給に係る約款の公表は、同条第一項の届出をした日以後遅滞なく、その供給区域（離島を除く。）における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認の申請）

第九条　平成二十六年改正法附則第十条第四項の承認を受けようとする一般電気事業者は、様式第四の最終保障供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　平成二十六年改正法附則第十条第一項の規定による届出をした最終保障供給に係る約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類

二　料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（離島供給に係る約款において定めるべき事項）

第十条　一般電気事業者は、平成二十六年改正法附則第十一条第一項の規定に基づき定める離島供給に係る約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　適用区域又は適用範囲

二　供給の種別がある場合にあっては、その種別

三　供給電圧及び周波数

四　料金

五　電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

六　前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあっては、その内容

七　契約の申込みの方法及び解除に関する事項

八　供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

九　供給の停止及び中止に関する事項

十　送電上の責任の分界

十一　電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設ける場合にあっては、その内容

十二　前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

十三　有効期間を定める場合にあっては、その期間

十四　実施期日

（離島供給に係る約款の届出）

第十一条　平成二十六年改正法附則第十一条第一項の規定による離島供給に係る約款の届出をしようとする一般電気事業者は、様式第五の離島供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算出の根拠に関する書類

二　電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（離島供給に係る約款の公表）

第十二条　平成二十六年改正法附則第十一条第三項の規定による離島供給に係る約款の公表は、同条第一項の届出をした日以後遅滞なく、離島を管轄する営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（離島供給に係る約款以外の供給条件の承認の申請）

第十三条　平成二十六年改正法附則第十一条第四項の承認を受けようとする一般電気事業者は、様式第六の離島供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　平成二十六年改正法附則第十一条第一項の規定による届出をした離島供給に係る約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由を記載した書類

二　料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書